

# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



～子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します～

## はじめに・・・申請は必要ですか？

- ・令和3年9月分の児童手当を余市町から受給している場合は、申請不要です。
- ・上記以外の場合は、申請が必要となります。

## 1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

1 8歳以下の児童が対象になります。

（平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれたお子様が対象です。）

## 2. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、10万円を現金で一括給付いたします。

## 3. だれがもらえるの？（支給対象者）

児童を養育している方（保護者等）

※児童手当制度による所得制限があります。

## 4. どんな手続きが必要なの？（申請方法）

①令和3年9月分の児童手当を余市町から受給している方

・申請不要

・12月29日に支給。（同居の高校生世代分も合わせて支給となります）

※現況届を提出しておらず、児童手当が差し止めとなった方は、  
本給付金を受けるために現況届の提出および本給付金に係る申請が必要です。

②公務員の方、及び高校生世代のみ養育している方

・申請必要

・令和3年9月30日時点で住民票が余市町にある方が対象。

・12月27日に申請書を送付。申請書を受付後、順次支給。

・公務員の方で児童手当を受給している場合は、申請書にその旨の証明を  
所属庁から受けてください。

※所属庁が北海道教育委員会となる方については、上記証明に代えて、  
令和3年10月分の給与明細が必要となります。

③新生児（令和3年9月1日～令和3年11月30日生まれ）の保護者

・申請必要

・12月27日に申請書を送付。申請書を受付後、順次支給。

④新生児（令和3年12月1日～令和4年3月31日生まれ）の保護者

・申請必要

・出生届時に申請。申請書を受付後、順次支給。

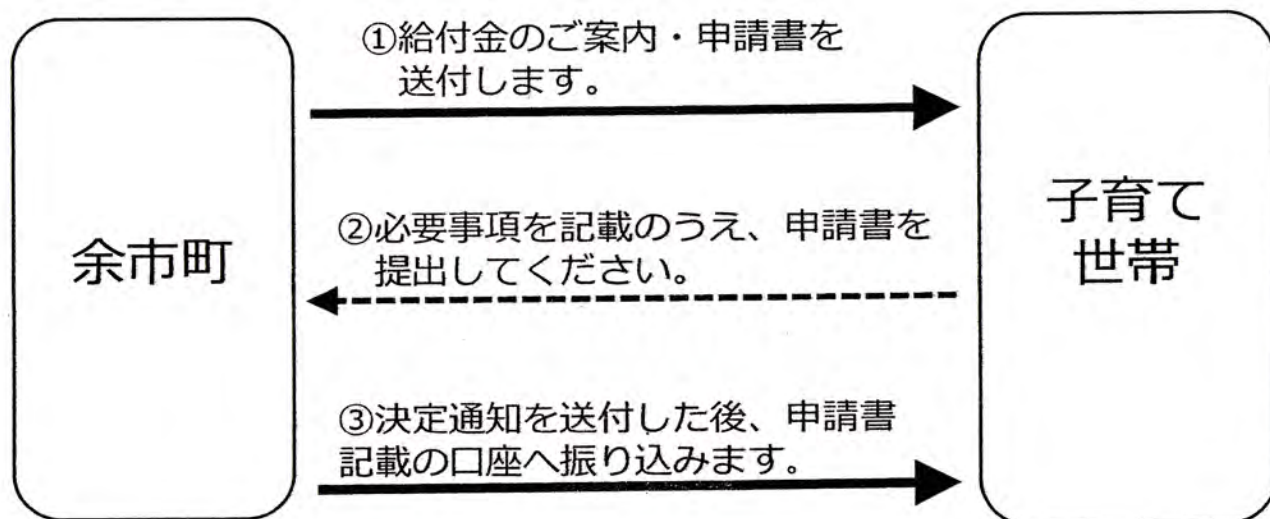
※町外に住民票がある対象児童を養育している場合は、申請書が送付されません。  
町ホームページからダウンロードして、申請してください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

**表面の4-②、③のいずれかに該当する場合は、余市町から送付した申請書に必要事項を記載し、添付書類と一緒に下記担当へ提出することにより、給付金を受給することができます。**

※町外に住民票がある対象児童を養育している場合は、申請書が送付されません。  
町ホームページからダウンロードして、申請してください。

**1月14日～2月10日（消印有効）までに提出いただいた分については、2月下旬の支給を予定しております。（申請書の最終締切：3月31日）**



### こんなときはどうなるの？

#### Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、余市町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

### お問い合わせは



■余市町役場 民生部子育て・健康推進課 子育て推進係  
0135-21-2122（受付時間：平日 8:45～17:15）

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに余市町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに余市町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。